

平成28年熊本地震災害羽村市義援金

4月14日から継続して九州地方で発生している地震で被災された方に対する義援金を募集しています。皆さんのご協力をお願いします。

募集期間 当分の間
義援金募金箱設置場所 市役所1階案内、市役所各連絡所、ゆとろぎ、スポーツセンター、図書館、郷土博物館

※領収書は、市役所1階総合案内でのみ発行しています。領収書が必要な方はお声かけください。

義援金口座
口座番号 西多摩農業協同組合本店
普通預金 0121379
口座名称 平成28年熊本地震災害羽村市義援金
問合せ 企画政策課企画政策担当④315

年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵を受けられない、所得の低い高齢の方を支援し、平成28年度の個人消費を底上げする目的で、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

対象 平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）
 ※生活保護の受給者は対象とならない場合があります。
支給額 支給対象者1人につき3万円
 ※支給は1回限りです。
申請方法など

5月上旬に、対象の方に申請書を送付します。次の期間に特別窓口で申請してください（郵送も可）。
 ※申請書は特別窓口でも配布します。

特別窓口

受付期間 5月10日(火)～8月10日(水)
受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

※土・日曜日、祝日を除きます。ただし、5月14日(土)・15日(日)・21日(土)・22日(日)は受け付けます。
会場 市役所2階201会議室
 ※6月9日(木)以降会場が変更となります（別途お知らせします）。

申請時には、次の書類を持参してください

- 本人確認書類：運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・健康保険証など
- 振込先金融機関確認書類：預金通帳またはキャッシュカード

※平成27年度臨時福祉給付金と同じ口座に振込みを希望する場合は不要です。
 ※郵送の場合は、申請書に必要事項を記入し、右記の書類の写しを添えて社会福祉課庶務係へ〒205-18601（所在地記載不要）
問合せ 社会福祉課庶務係④112

割れた「はむら市民カード」

「印鑑登録証」は捨てないで

「割れてしまった」または「劣化してしまった」カードは、捨てないでください。無料で交換します。

市役所1階市民課受付係に「はむら市民カードまたは印鑑登録証」と「窓口に来る方の本人確認書類」を持参してください。

交付機の利用を

「はむら市民カード」を持っている方で、暗証番号を登録している方は、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書（羽村市に本籍がある方）を交付機で取得することができます。申請書の記入が不要で、短時間で取得できます。

※「はむら市民カード」の発行には、申請手続きが必要で、詳しくは、問い合わせてください。

■ 交付機の設置場所・利用時間

設置場所	利用時間
1階市民課 (まどうけ交付機)	平日…午前8時30分～午後5時 土・日曜日…午前8時30分～11時45分、午後1時～5時 (祝日は利用できません)
地下1階 警備員室前	午前8時30分～午後9時 (祝日も利用できます)

※12月29日～1月3日は取り扱いできません。
 ※点検などで交付機が利用できない場合があります。
 ※1階市民課に設置している「まどうけ交付機」の場合、交付機で申請後、市民課受付係窓口で証明書を受け取ってください。

問合せ 市民課受付係④122

市民も事業者も、みんなで取り組むエコライフ

活用しよう！エコライフ助成制度

問合せ 環境保全課環境保全係 226

創省エネルギー化助成制度 (省エネエコポイント)

この助成制度は、再生可能エネルギーを創出する「創エネルギー」とエネルギー消費の削減を図る「省エネルギー化」を促進し、環境産業の活性化と環境負荷の少ない地域社会を創出することを目的としています。

助成対象 市民、市内の小規模事業者（平成28年12月31日までに対象工事が完成する方）

助成金額 対象経費の10%をエコポイントとして付与します（1エコポイント=1円）。

※メニューごとにエコポイントの上限があります。
 ※エコポイントは直接経費に対する助成ではありません。市内での買い物などに利用できるポイント制度です。

助成までの流れ

- ①助成メニューにあるものを導入してエコポイントをもらう。
- ②市内で買い物をする（物品の種類は問いません）。
- ③領収証を報告書に貼付し、市に提出する。
- ④指定の口座にエコポイント分の助成金が振り込まれる。

受付期間

5月2日(月)～平成29年1月31日(火) (先着順)

新たなみどり創出助成制度

市では、生態系を確保するみどりをより一層増やすため、生け垣・庭木・屋上・壁面への緑化を行う方に助成をしています。

助成対象 市民、市内の小規模事業者（平成28年4月1日～平成29年3月31日に緑化事業が完成した、または、完成する方）

助成金額 対象経費の2分の1または3分の1
 ※メニューごとに上限があります。

受付期間

平成29年3月31日(金)まで (先着順)

助成メニュー

- ❖生け垣緑化
- ❖庭木緑化（芝生・シンボルツリーも対象）
- ❖屋上緑化（ユニット型のものも対象）
- ❖壁面緑化（ユニット・パネル型のもの、定置型プランターも対象）

助成メニュー

創エネメニュー	太陽熱利用給湯システム
	太陽光発電システム
	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）
	家庭用ガス発電給湯システム（エコウィル）
	小規模コージェネレーションシステム
	地中熱利用ヒートポンプシステム
省エネメニュー	木質バイオマス利用設備
	LED照明改修工事
	高遮熱塗装等改修工事
	遮熱フィルムおよび遮熱コート改修工事
	高断熱化改修工事（次世代省エネ住宅の基準）
	浴室および浴槽の高断熱化改修工事
次世代自動車導入	トイレの節水改修工事
	リチウムイオン蓄電池システム付帯工事（発電機能設備と併設）
	エネルギー管理システム付帯工事（創エネ省エネメニューと併設）
次世代自動車導入	次世代自動車導入（電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車）
次世代自動車導入	次世代自動車エネルギー供給設備（充電スタンド、天然ガススタンド、水素供給ステーション） ※一般の方も使用できること
そのほか住宅などのエネルギーを10%以上省エネ化する工事	

中小企業環境配慮事業資金融資

市では、中小事業者の環境に配慮した事業活動を支援するための資金融資を行っています。

- ①自然エネルギーの利用およびエネルギーの効率化
- ②環境マネジメントシステムの導入
- ③事業用自動車低公害化の促進
- ④地域環境の改善

限度額 1,000万円

償還期間 7年（84回）以内（据置6か月含む）

償還方法 元金均等月賦返済

利率 1.6%（本人負担0.64%）

利子補給 市では利用者の負担を軽減するため、金融機関に対して、年利0.96%の利子補給を行います。

※土・日曜日、祝日は受け付けできません。郵送の場合、当日消印有効です。

※申請方法など詳しくは、市公式サイトをご覧ください。